

MEPC63 の審議結果

2012年2月27日～3月2日にロンドンの国際海事機関(IMO)本部にて開催された、IMO 第63回 海洋環境保護委員会(MEPC63)の審議概要をお知らせします。

1. 採択された強制要件

今回の会合では、海洋汚染防止条約(MARPOL 条約)の附属書 I, II, IV, V 及び VI の改正、並びに同附属書 VI に関連する NOx テクニカルコードの強制要件等の改正が採択されました。

主な改正は次の通りです。

1.1 小島嶼開発途上国に関する MARPOL 条約附属書の改正

MARPOL 条約で要求される港湾廃物受入施設の規定について、小島嶼開発途上国^{*1}が地域協定を通して他の締約国の施設を使用することにより、この規定を満足できる MARPOL 条約附属書 I, II, IV, V 及び VI の改正が採択されました。

本改正は 2013 年 8 月 1 日に発効する予定です。

注*1) 太平洋・西インド諸島・インド洋等に位置する領土が狭い島国で、人口が少ないこと、資源が乏しいこと等から持続的開発が困難とされる開発途上国のこと。

1.2 SCR とエンジンを分離して認証を可能とする NOx テクニカルコードの改正

MARPOL 条約附属書 VI では、2016 年 1 月 1 日以降の起工船に対し、IMO が規定する排出規制海域において NOx 3 次規制に適合することが要求されます。同規定へ対応する技術の一つである選択式還元触媒(SCR)脱硝装置について、同装置とエンジンを分離して認証を可能にする NOx テクニカルコードの改正が採択されました。

本改正は 2013 年 8 月 1 日に発効する予定です。

2. バラスト水管理条約関連

2004年に採択されたバラスト水管理条約は、30ヶ国以上の批准かつ批准国の合計商船船腹量が世界の商船船腹量の35%以上となった12ヵ月後に発効することとなっています。2012年2月末時点では、33ヶ国が批准、合計商船船腹量に対する比率は26.4%であり、現在未発効となっております。

同条約で規定されるバラスト水処理装置は、IMO のガイドラインに基づいて主管庁による承認(型式承認)が必要とされています。なお、同装置に有害水生生物や病原菌を殺傷・減菌するための「活性物質」が使用される場合は、主管庁による型式承認に先立ち、IMO による活性物質単体の承認(基本承認)、及び処理装置としての総合的な承認(最終承認)が必要となります。

2.1 活性物質を用いたバラスト水処理装置の承認

今回の会合において、活性物質を用いたバラスト水処理装置について、3 件の基本承認、及び 5 件の最終承認が与えられました。この結果、IMO によって最終承認が与えられた装置は、合計 25 件

となりました。

現時点では、実際に船舶に搭載可能な(主管庁による型式承認が付与された)装置の数は、活性物質を用いない装置も含め、24 件となっています。

2.2 バラスト水管理条約発効に伴う影響の検討

バラスト水管理条約の規定では、総トン数 400 トン以上の船舶に対する検査及び証書の所持、また、全ての船舶に対する承認されたバラスト水管理計画(以下、「管理計画」)及びバラスト水管理記録簿の所持が要求されます。

なお、条約発効前に建造された船舶については、船舶の検査及び証書の発給を段階的に実施することが許可されていないため、条約発効と同時に管理計画書を備え置くことが要求されることとなります。また、当該船舶の中間検査または更新検査までにバラスト水処理装置の搭載が要求されます。

今回の会合では、国際船級協会連合(IACS)及び国際海運会議所(ICS)等から、前述の実行上不可能に近い状況を問題視する文書が提出され、その対応策について審議が行われました。その結果、条約の発効要件が満たされた場合は、条約の発効前であっても証書の発行を許可する枠組みの構築に各国から支持が集まり、引き続き検討されることとなりました。

2.3 バラスト水管理計画書の有効性について

バラスト水管理計画書については、バラスト水管理条約が採択される以前は、多くの船級協会により、決議 A.868(20)「有害水生動物・病原体の移動を最小化する船舶バラスト水制御・管理のためのガイドライン」に従った承認が行われていました。一方、管理計画書の承認に関する決議 MEPC.127(53)(G4 ガイドライン)の採択後は、同決議に従い承認されています。

今回の会合では、以前の決議(A.868(20))に従って承認された管理計画書の取扱いについて審議が行われたところ、これら管理計画書も引き続き有効であることが確認され、その旨を明確化した IMO サーキュラーが発行されることとなりました。

3. シップリサイクル条約

2009 年 5 月に採択されたシップリサイクル条約は、15 カ国以上の批准、批准国の船腹量合計が世界船腹量の 40%以上、かつ批准国の直近 10 年における最大の年間解体船腹量の合計が批准国の合計船腹量の 3%以上となった後、24 ヶ月後に発効することとなっています。2012 年 2 月末時点では、5 カ国(フランス、イタリア、オランダ、トルコ及びセントキッツ・ネーヴィス)の政府が同条約へ批准する準備を進めていることを表明(署名)していますが、実際の批准には至っていません。

現在 IMO では、同条約の実施に必要な各種ガイドライン等を開発中であり、今回の会合では、船舶リサイクル施設に関するガイドライン等について審議が行われました。

また、前回の MEPC62(2011 年 7 月)では、「船舶リサイクル計画に関するガイドライン」が採択されております。

3.1 船舶リサイクル施設に関するガイドライン等の詳細検討

今回の会合では、「船舶リサイクル施設に関するガイドライン」及び「船舶リサイクル施設の承認に関するガイドライン」等の4つのガイドライン案について審議が行われ、次の結果となりました。

- (1) 船舶リサイクル施設に関するガイドライン:採択
- (2) 船舶リサイクル施設の承認に関するガイドライン:採択
- (3) 検査と証書に関するガイドライン:継続審議
- (4) PSCに関するガイドライン:継続審議

なお、継続審議となった上記(3)及び(4)のガイドラインについては、次回会合(MEPC64, 2012年10月)までの間、メールベースの審議グループ(コレスポネンシスグループ)にて審議され、MEPC64に提出されることとなりました。

4. 温室効果ガス(GHG)関連

温室効果ガス(GHG)の削減を国際的に定めた国連気候変動枠組み条約(UNFCCC)の京都議定書では、外航船舶をその対象外としており、IMOが国際海運からのGHG排出の抑制対策を検討することとされています。

前回会合(MEPC62)では、エネルギー効率設計指標(EEDI)及び船舶エネルギー効率管理計画(SEEMP)の船舶への据え置き等を義務化するMARPOL条約附属書VIの改正が採択されました。また、同改正附属書VIの実施において必要となるガイドライン案について、第2回船舶のエネルギー効率化対策に関する作業部会(EE-WG2, 2012年1月)において審議及び最終化が行われ、その結果が今回の会合に提出されていました。

今回の会合では、これらガイドライン案の採択に向けた審議に加え、経済的手法による外航海運からのGHG削減策について審議が行われました。

4.1 各種ガイドラインの検討

EE-WG2にて最終化された次の4つのガイドラインについて審議が行われ、次の結果となりました。

- (1) EEDI 計算ガイドライン:採択
- (2) EEDI 検査・認証ガイドライン:採択
- (3) SEEMP 作成ガイドライン:採択
- (4) EEDIのためのリファレンスライン計算ガイドライン:採択

また、EEDIの導入に伴い、安全性の観点から、極端な速度低下等を避ける目的で検討されている「最低船速と最低出力に関するガイドライン」については、次回MEPC64にて審議される予定となっております。

4.2 統一解釈の検討

- 主要な改造

改正 MARPOL 条約附属書 VI の 2.24 規則において、船舶の「主要な改造(Major Conversion)」の定義が規定されています。

今回の会合では、この「主要な改造」の解釈について審議され、船舶寿命の延長、船舶のサ

イズ及び主機出力の変更、EEDI 増加等の場合については「主要な改造である」とする旨の IACS 提案が支持を集め、引き続き検討されることとなりました。

- 国際大気汚染防止証書 (IAPP 証書) の有効性

改正 MARPOL 条約附属書 VI では、従来の国際大気汚染防止証書 (IAPP 証書) に加え、国際エネルギー効率証書 (IEE 証書) を所持する枠組みとなっています。

今回の会合では、SEEMP の所持が確認できない等の理由により IEE 証書が発行できない場合の取り扱い等について審議され、IAPP 証書の有効性に影響することはない旨の IACS の解釈に支持が集まり、IACS に対し次回 MEPC64 に同内容の統一解釈案を提出するよう要請されました。

4.3 経済的手法の検討

IMO においては、改正 MARPOL 条約附属書 VI で規定している技術的及び運航的な方法による GHG 削減策を補完する手法として、燃料油課金、排出権取引等の経済的手法 (MBM: Market Based Measure) による方法について検討が進められています。

また、IMO 事務局長による今回の会合の冒頭挨拶では、IMO における経済的手法の検討を 2015 年までに完了したいとの強い意向が示されました。

今回の会合では、現在各国から提案されている経済的手法の制度案を絞り込むため、これら制度の導入が発展途上国へ与える影響を調査することが MEPC 議長から提案され、調査項目や調査方法について引き続き検討することとなりました。

5. MARPOL 条約附属書 V (船舶からの廃物による汚染防止) の実施に関するガイドライン

前回 MEPC62 においては、MARPOL 条約附属書 V (船舶からの廃物による汚染防止) の改正が採択され、2013 年 1 月 1 日に発効予定となっております。同改正では、貨物倉残渣の排出は「ガイドラインに従って海洋環境に有害なものを含まない場合に限る」とされており、同ガイドラインについて継続的に審議が行われています。

今回の会合では、「急性水生毒性、慢性水生毒性及び長期健康有毒性のある物質並びにプラスチック類」を海洋環境に有害な貨物倉残渣の分類とする内容のガイドラインが採択されました。

なお、「長期健康有毒性」については、その評価は困難であるとの指摘があり、「長期健康有毒性」のみ適用時期を遅らせる回章案について、次回 MEPC64 にて審議されることとなりました。

6. IOPP・IAPP 証書の改正に関する審議

- IOPP 証書追補

従来、船上に搭載する焼却炉の能力は、国際油汚染防止証書 (IOPP 証書) の追補 3.2.1 項に“リットル／時間” (“l/h”) として記載されていましたが、MEPC59 (2009 年) では、同能力を“kW”又は“kcal/h”と表記する MARPOL 条約の改正が採択されました。一方、当該焼却炉の型式承認書の書式の規定では、従来、「キロワット (kW) 又はキロカロリー／時間 (kcal/h) 」又

は「キログラム／時間(kg/h)」と表記することとなっています。

今回の会合において、上述のとおり、異なる単位の使用が船員等の混乱を招いていることを IACS から提起したところ、各国から同様の懸念が表明され、次回 MEPC64 に具体的な改正案が提出されることとなりました。

- IAPP 証書追補

国際大気汚染防止証書(IAPP 証書)の追補 2.3 項においては、同証書の発行時に船舶に搭載される燃料油について、bunker delivery note を基に硫黄分規制値を満足しているかどうかを確認し、チェックボックスを埋めることとなっています。しかしながら、今回の会合において、今後段階的に強化される硫黄分規制への適用等について、同証書の発行時に確認することは不可能であることが、IACS から指摘されました。

その上で、IACS から、当該チェックボックスは、規定された燃料油を使用する宣言であるとの理解でよいか委員会に意見を求めたところ、各国から支持が表明されたため、次回 MEPC64 に IACS から統一解釈案が提出されることとなりました。

7. MARPOL 条約附属書 I 第 12.2.2 規則(スラッジタンクの排出配管)に関する MARPOL 条約改正案

前回MEPC62において、MEPC59(2009年7月)で採択したMARPOL条約附属書Iの改正について、同改正作業中に、「スラッジタンクの排出管とビルジシステムの排出管を共通の配管をもって排出設備に導いても良い」とする規定が意図せずに削除されたことが判明しました。そのため、MEPC62では、これを明確化する統一解釈を暫定措置として発行すると共に、IACSに対し当該 MARPOL 条約の改正案を提出するよう要請しておりました。

今回の会合では、MEPC62の要請に基づきIACSから提出されたMARPOL条約の改正案について審議が行われましたが、適用を開始する時期についての意見が分かれたことから、船舶設計設備小委員会(DE)にて詳細に審議されることとなりました。

なお、本 MEPC63 の審議概要につきましては IMO ホームページにも掲載されていますのでご参照下さい。(http://www.imo.org)